# 人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当） （平成二十一年人事院規則九―一二三）

#### 第一条（趣旨）

本府省業務調整手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

#### 第二条（国の行政機関の内部部局）

給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。

* 一  
  会計検査院事務総局
* 二  
  人事院事務総局の内部部局
* 三  
  国家公務員倫理審査会事務局
* 四  
  内閣官房
* 五  
  内閣法制局の内部部局
* 六  
  内閣府の内部部局及び本府に置かれる職
* 七  
  宮内庁の内部部局（宮内庁病院及び陵墓監区事務所を除く。）
* 八  
  公正取引委員会事務総局の内部部局
* 九  
  警察庁の内部部局
* 十  
  個人情報保護委員会事務局
* 十一  
  カジノ管理委員会事務局
* 十二  
  金融庁の内部部局
* 十三  
  消費者庁の内部部局
* 十四  
  総務省の内部部局及び本省に置かれる職
* 十五  
  公害等調整委員会事務局
* 十六  
  消防庁の内部部局
* 十七  
  法務省の内部部局
* 十八  
  最高検察庁
* 十九  
  出入国在留管理庁の内部部局
* 二十  
  公安審査委員会事務局
* 二十一  
  公安調査庁の内部部局
* 二十二  
  外務省の内部部局及び本省に置かれる職
* 二十三  
  財務省の内部部局
* 二十四  
  国税庁の内部部局（国税庁監察官、監督評価官その他の長官官房の職であって、人事院が定めるものを除く。）
* 二十五  
  文部科学省の内部部局及び本省に置かれる職
* 二十六  
  スポーツ庁の内部部局
* 二十七  
  文化庁の内部部局
* 二十八  
  厚生労働省の内部部局及び本省に置かれる職
* 二十九  
  中央労働委員会事務局の内部部局
* 三十  
  農林水産省の内部部局及び本省に置かれる職
* 三十一  
  林野庁の内部部局
* 三十二  
  水産庁の内部部局
* 三十三  
  経済産業省の内部部局
* 三十四  
  資源エネルギー庁の内部部局
* 三十五  
  特許庁の内部部局
* 三十六  
  中小企業庁の内部部局
* 三十七  
  国土交通省の内部部局及び本省に置かれる職
* 三十八  
  観光庁の内部部局
* 三十九  
  気象庁の内部部局
* 四十  
  運輸安全委員会事務局の内部部局
* 四十一  
  海上保安庁の内部部局
* 四十二  
  環境省の内部部局（国民公園管理事務所及び千鳥ケ淵戦没者墓苑管理事務所を除く。）及び本省に置かれる職
* 四十三  
  原子力規制庁
* 四十四  
  防衛省の内部部局

#### 第三条（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）

給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

* 一  
  会計検査院事務総局事務総長官房の研修に関する業務であって、人事院が定めるもの
* 二  
  内閣官房の業務であって、次に掲げるもの
* 三  
  宮内庁の埼玉鴨場及び新浜鴨場並びに御用邸管理事務所の業務
* 四  
  警察庁の業務であって、次に掲げるもの
* 五  
  消防庁総務課の専門的科学的知識と創意等をもって行われる試験研究又は調査研究業務
* 六  
  出入国在留管理庁の研修に関する業務であって、人事院が定めるもの
* 七  
  文部科学省の業務であって、次に掲げるもの
* 八  
  水産庁資源管理部国際課の業務であって、人事院が定めるもの
* 九  
  資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課の業務であって、人事院が定めるもの
* 十  
  国土交通省の業務であって、次に掲げるもの
* 十一  
  気象庁の業務であって、次に掲げるもの
* 十二  
  運輸安全委員会事務局の地方事務所の業務
* 十三  
  海上保安庁警備救難部及び海洋情報部の業務であって、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員その他これに準ずるものとして人事院が定める職員が従事するもの
* 十四  
  環境省の生物多様性センターの業務
* 十五  
  原子力規制庁の業務であって、次に掲げるもの

#### 第四条（給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務）

給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

* 一  
  次に掲げる組織の業務
* 二  
  法務総合研究所の総務企画部の業務（人事院が定めるものを除く。）及び研究部の業務

#### 第五条（給与法第十条の三第二項の人事院規則で定める職務の級）

給与法第十条の三第二項の人事院規則で定める職務の級は、別表の俸給表及び職務の級欄に掲げる職務の級（行政職俸給表（一）の職務の級を除く。）に応じ、別表の相当する職務の級欄に定める職務の級とする。

#### 第六条（本府省業務調整手当の月額）

給与法第十条の三第二項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

* 一  
  次号に掲げる職員以外の職員  
    
    
  当該職員に適用される俸給表及び当該職員の属する職務の級に応じ、別表の再任用職員以外の職員の月額欄に定める額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（次号において「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（次号において「算出率」という。）を、育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれその額に乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
* 二  
  法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員  
    
    
  当該職員に適用される俸給表及び当該職員の属する職務の級に応じ、別表の再任用職員の月額欄に定める額（同項に規定する短時間勤務の官職を占める職員にあっては勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあっては算出率をそれぞれその額に乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

#### 第七条（雑則）

この規則に定めるもののほか、本府省業務調整手当に関し必要な事項は、人事院が定める。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

#### 第二条（平成二十二年三月三十一日までの間における本府省業務調整手当の月額）

平成二十二年三月三十一日までの間における第六条の規定の適用については、同条中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。

# 附則（平成二一年四月一日人事院規則九―一二三―一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年九月一日人事院規則一―五五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年一二月二八日人事院規則一―五六）

##### １

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

# 附則（平成二二年四月一日人事院規則九―一二三―二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年一〇月四日人事院規則九―一二三―三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年一一月一五日人事院規則九―一二三―四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年四月一日人事院規則九―一二三―五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年六月三〇日人事院規則九―一二三―六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年七月一日人事院規則九―一二三―七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年九月一日人事院規則九―一二三―八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年三月三〇日人事院規則九―一二三―九）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成二四年四月六日人事院規則九―一二三―一〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年九月一九日人事院規則一―五八）

##### １

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年四月一日人事院規則九―一二三―一一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年七月一日人事院規則九―一二三―一二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年一〇月一日人事院規則九―一二三―一三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年一二月二七日人事院規則九―一二三―一四）

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

# 附則（平成二六年三月七日人事院規則九―一二三―一五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年四月一日人事院規則九―一二三―一六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年五月一日人事院規則九―一二三―一七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年五月二九日人事院規則九―一二三―一八）

この規則は、平成二十六年五月三十日から施行する。

# 附則（平成二六年八月二九日人事院規則九―一二三―一九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一月二〇日人事院規則九―一二三―二〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年四月一日人事院規則九―一二三―二一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年四月一〇日人事院規則九―一二三―二二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年九月一日人事院規則九―一二三―二三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一〇月一日人事院規則九―一二三―二四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一二月二八日人事院規則九―一二三―二五）

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

# 附則（平成二八年四月一日人事院規則九―一二三―二六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年五月一三日人事院規則九―一二三―二七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年一一月二四日人事院規則九―一二三―二八）

##### １

この規則は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の規則九―一二三の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

# 附則（平成二九年三月三一日人事院規則九―一二三―二九）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成二九年五月三一日人事院規則九―一二三―三〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年六月三〇日人事院規則九―一二三―三一）

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

# 附則（平成二九年一二月一五日人事院規則九―一二三―三二）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―一二三の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

# 附則（平成三〇年二月一日人事院規則九―一二三―三三）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年三月三〇日人事院規則九―一二三―三四）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附則（平成三一年四月一日人事院規則九―一二三―三五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一月七日人事院規則九―一二三―三六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年四月一日人事院規則九―一二三―三七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一〇月一日人事院規則九―一二三―三八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和三年四月一日人事院規則九―一二三―三九）

この規則は、公布の日から施行する。